

# 富山市障害者自立支援協議会

## 第2回 資料

## － 目 次 －

I	委託相談支援事業者の運営について	・・・ 1～6
II	基幹相談支援室の運営について	・・・ 7
III	地域の関係機関によるネットワーク構築について	・・・ 8～10
	相談支援ワーキングの活動状況、各専門支援ワーキング活動状況	
IV	権利擁護部会の活動状況について	・・・ 11
V	重層的支援体制整備事業について	・・・ 12～14
VI	医療的ケア児の支援について	・・・ 15～16
VII	地域生活支援拠点等について	・・・ 17～18

# 1 委託相談支援事業者の運営について

## 1 富山市における委託相談支援体制について

市内の相談支援事業所に委託して、在宅の障害者に対し福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための相談支援、当事者相談（ピアカウンセリング）、介護相談及び情報の提供等を総合的に行っています。

各障害種別に応じて障害者、障害児やその家族の地域における生活を支援し、自立と社会参加の促進を図ることとしています。（別紙1参照）

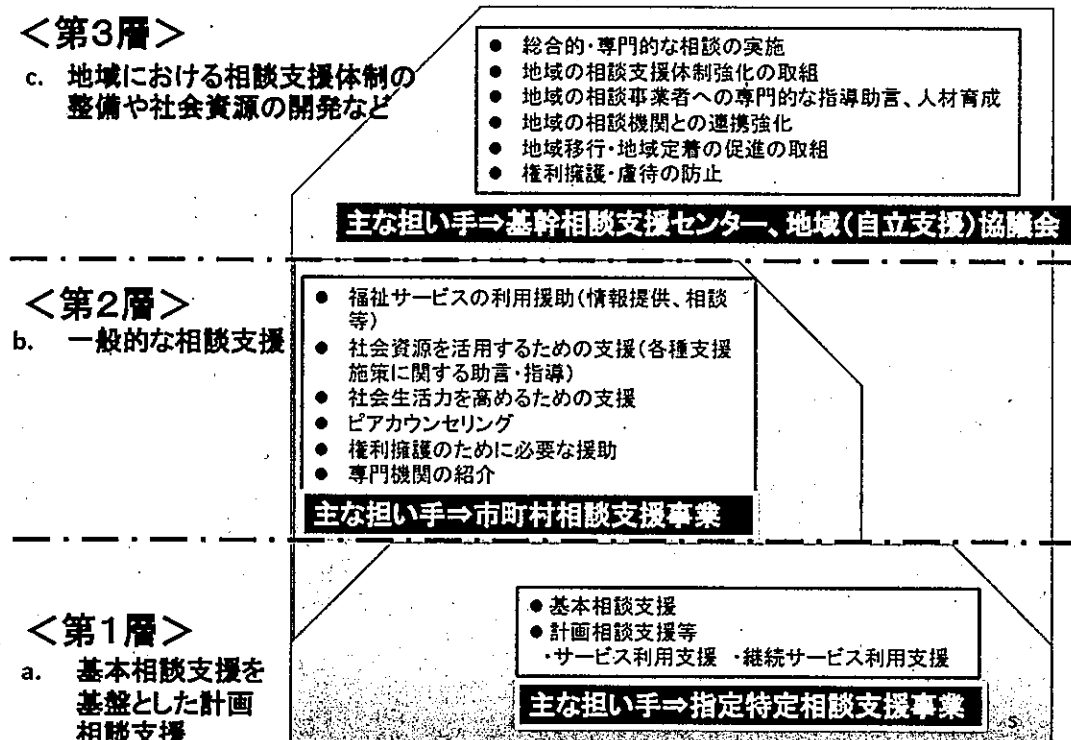
## 2 委託相談支援事業者における相談件数等

委託相談支援事業者における相談件数、相談者の属性、相談内容等は別紙2のとおりです。

## 3 相談支援事業における障害種別ごとの現状及び課題一覧

委託相談支援の現状と課題に関しては、各事業者からの聞き取りの結果、別紙3のとおり報告がありました。

※（参考）厚生労働省資料：地域における相談支援体制のイメージ



## 富山市委託相談支援事業体制

	事業所名称 (運営法人)	事業所所在地	開所の曜日及び時間	左記以外における相談対応体制	障害種別	担当地区	保健福祉センター	併設施設及び実施事業
1	自立生活支援センター富山 (特定非営利活動法人 自立生活支援センター富山)	930-0024 富山市新川原町5-9 レジデンス新川原1階	月～金 9:00～ 18:00	携帯電話での対応	身体障害者	奥田、愛宕、安野屋、総曲輪、西田地方、星井町、五番町、八人町、柳町、清水町	中央	地域活動支援センターⅢ型、相談(特定・地域移行・地域定着)
2	富山市恵光学園 (社会福祉法人 富山市桜谷福祉会)	930-0891 富山市石坂新950番地1	月～金 8:30～ 17:00	携帯電話での対応	障害児 発達障害児	全地区	全市 (児童)	知的障害児通園施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所訪問、相談(特定・障害児)、日中一時支援
3	セーナー苑 (社会福祉法人 セーナー苑)	939-2298 富山市坂本3110番地	月～金 8:30～ 17:15	携帯電話での対応	知的障害者	大沢野、小羽、下夕、細入、大久保、船岬、大山、大庄、福沢、上滝、山田、保内、杉原、八尾、黒瀬谷、卯花、野積、室牧、仁歩、大長谷	大沢野 大山 八尾	施設入所支援、短期入所、日中一時支援、生活介護、就労移行支援、就労継続支援B型、自立訓練、グループホーム、相談(特定・地域移行・地域定着)
4	ゆりの木の里 (社会福祉法人 富山県精神保健福祉協会)	930-0887 富山市五福474番地2	月～金 9:00～ 17:00	登録者電話相談対応	精神障害者	新庄、新庄北、桜谷、神明、五福、東部、堀川	中央	地域活動支援センターⅠ型、就労継続支援A型・B型、自立訓練、短期入所、グループホーム、日中一時支援、相談(特定・地域移行・地域定着)
5	あすなろセンター (医療法人社団白雲会)	930-0173 富山市野口南部132番地	月～金 9:00～ 17:00	転送電話による対応	精神障害者	長岡、呉羽、寒江、古沢、老田、池多、速星、鴫坂、湯中、熊野、宮川、朝日、古里、神保、音川	西	呉陽病院、地域活動支援センターⅠ型、自立訓練、就労継続支援B型、相談(特定・地域移行・地域定着)
6	和敬会生活支援センター (医療法人社団和敬会)	930-0103 富山市北代5200	月～日 平日 8:30～ 19:00 休日 10:30～ 18:00	生活相談は開所時間対応、その他の時間は携帯電話対応、緊急の場合は、協力医療機関と連携し24時間対応	精神障害者	水橋中部、水橋西部、水橋東部、三郷、上条、大広田、浜黒崎、岩瀬、萩浦、四方、草島、倉垣、針原、豊田、広田、奥田北、八幡	北	谷野呉山病院、地域活動支援センターⅠ型、グループホーム、就労継続支援B型、相談(特定・地域移行・地域定着)
7	フィールド・ラベンダー (医療法人社団重仁会)	939-8073 富山市大町3-4	月～金、 第3土曜 日 9:00～ 17:30	登録者に対して携帯電話対応	精神障害者	綾川、堀川南、太田、月岡、新保、熊野、山室、光陽、藤ノ木、山室中部	南	佐々木病院、地域活動支援センターⅠ型、就労継続支援B型、グループホーム、相談(特定・地域移行・地域定着)

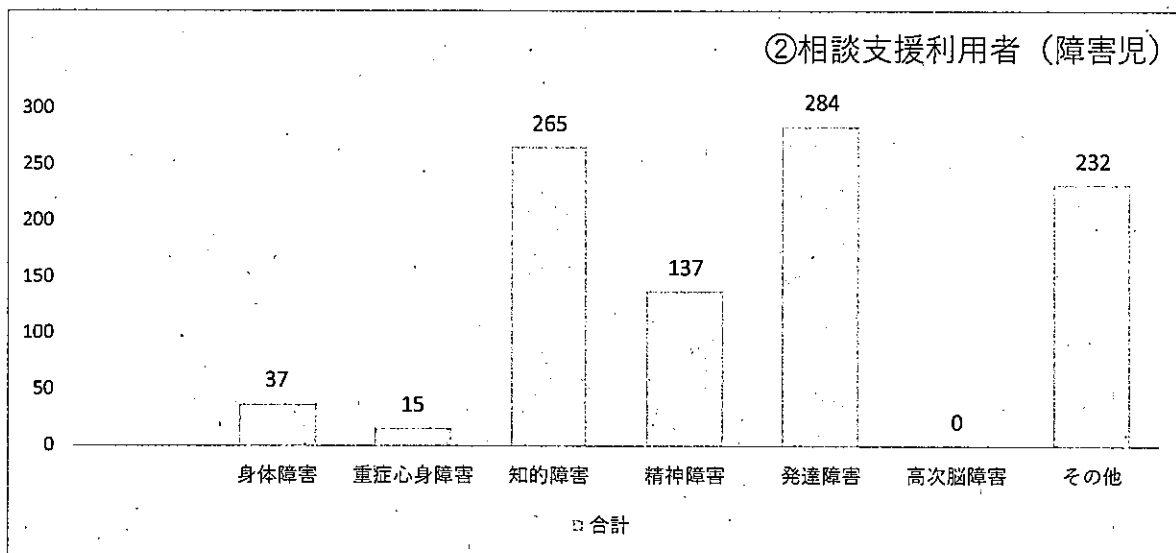
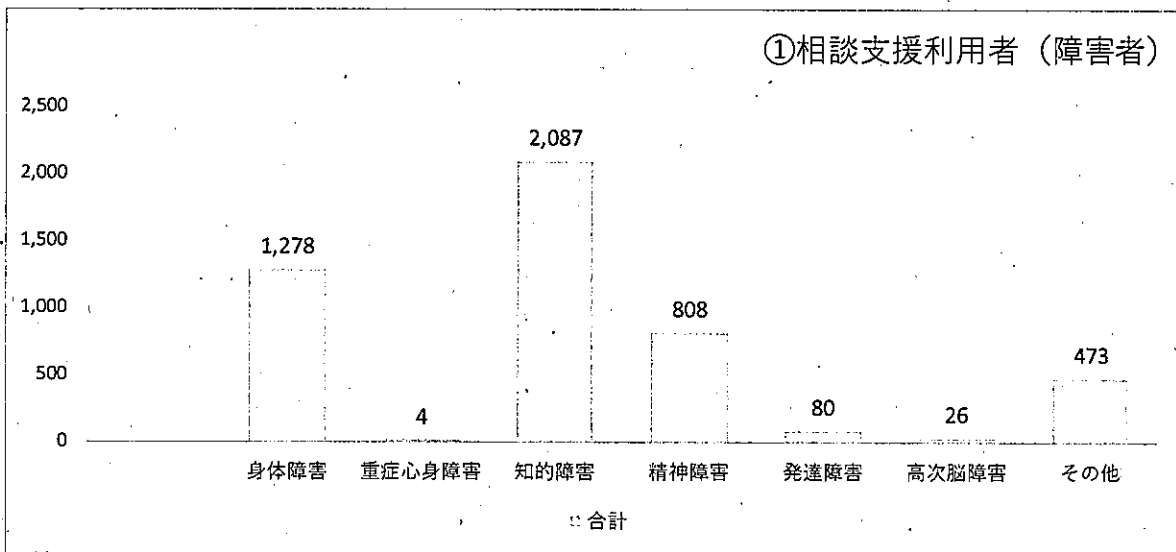
富山市委託相談支援事業者の相談実績について(令和2年度実績)

①相談支援利用者(障害者) 実人数

	合計	割合
身体障害	1,278	26.9%
重症心身障害	4	0.1%
知的障害	2,087	43.9%
精神障害	808	17.0%
発達障害	80	1.7%
高次脳障害	26	0.5%
その他	473	9.9%
合計	4,756	100.0%

②相談支援利用者(障害児) 実人数

	合計	割合
身体障害	37	3.8%
重症心身障害	15	1.5%
知的障害	265	27.3%
精神障害	137	14.1%
発達障害	284	29.3%
高次脳障害	0	0.0%
その他	232	23.9%
合計	970	100.0%



③支援方法

件数

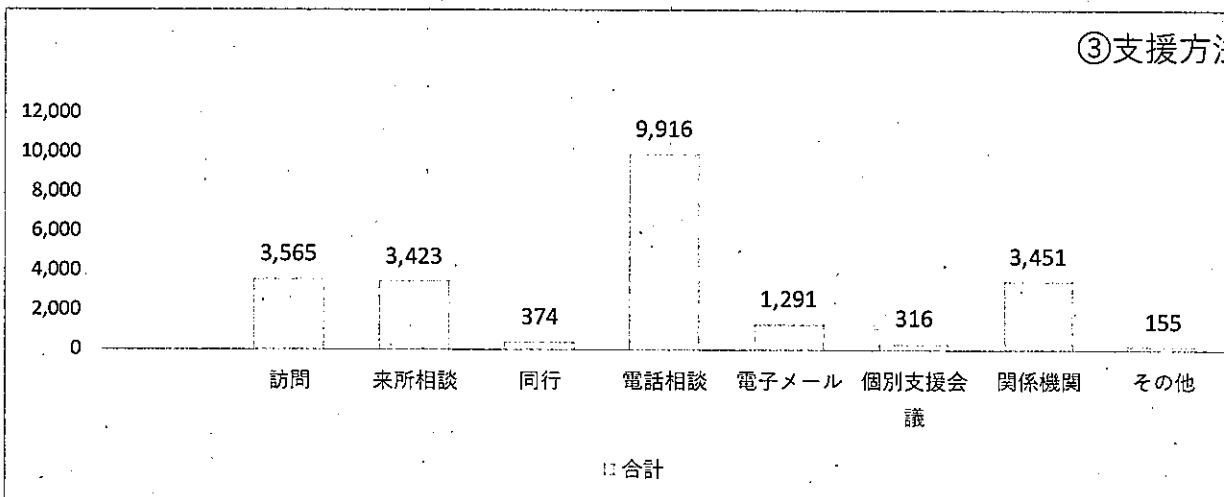
	合計	割合
訪問	3,565	15.9%
来所相談	3,423	15.2%
同行	374	1.7%
電話相談	9,916	44.1%
電子メール	1,291	5.7%
個別支援会議	316	1.4%
関係機関	3,451	15.3%
その他	155	0.7%
合計	22,491	100.0%

④支援内容

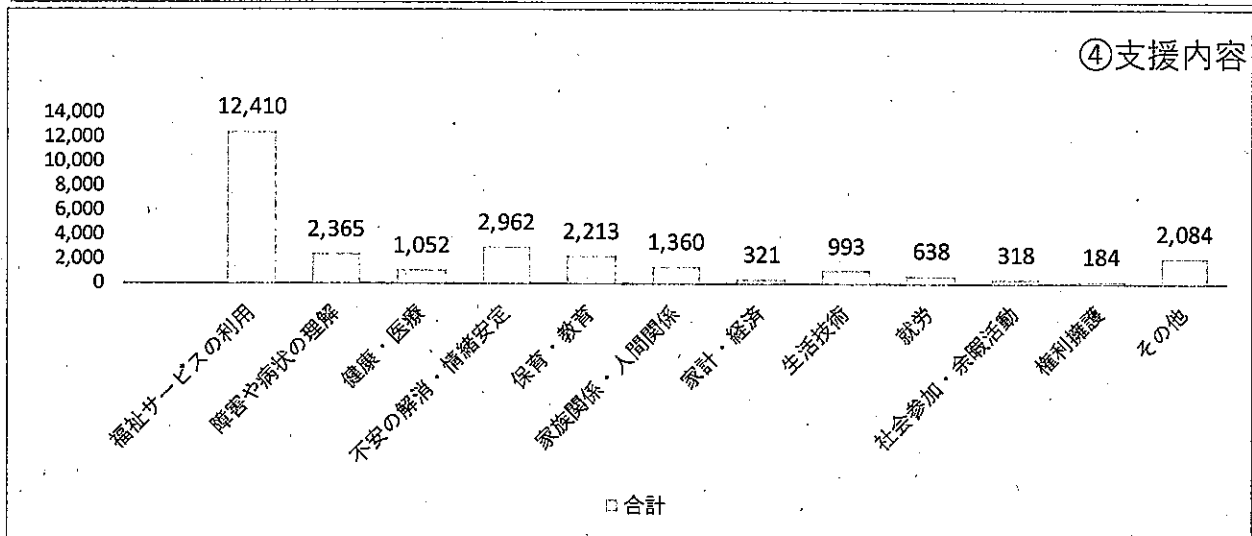
件数

	合計	割合
福祉サービスの利用	12,410	46.1%
障害や病状の理解	2,365	8.8%
健康・医療	1,052	3.9%
不安の解消・情緒安定	2,962	11.0%
保育・教育	2,213	8.2%
家族関係・人間関係	1,360	5.1%
家計・経済	321	1.2%
生活技術	993	3.7%
就労	638	2.4%
社会参加・余暇活動	318	1.2%
権利擁護	184	0.7%
その他	2,084	7.7%
合計	26,900	100.0%

③支援方法



④支援内容



各委託相談支援事業者から報告された現状と課題一覧

障害種別	現状	課題	担当相談支援事業者
<p>障害児 発達障害者(児)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害を診断できる精神科医や医師、システムが整っていない。</li> <li>保育所、学校等での児童の不適切行動、保護者対応トラブルに対する支援の増加。</li> <li>幼児期から学齢期における継続支援が難しい。</li> <li>療育的支援を希望する幼児の増加。児童発達支援事業所の不足。</li> <li>放課後等デイサービス、障害児を受け入れる学童保育の不足。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害に関する専門医師の確保</li> <li>保健センター、保育所等での早期発見に伴う本人と保護者支援の充実</li> <li>医療、保健、福祉、教育関係機関との連携</li> <li>一人一人のライフステージにおける支援を継続して提供できる体制づくり</li> <li>幼児、学齢期のニーズ把握と受け入れ事業所の確保</li> <li>基幹型相談支援の新設</li> <li>地域における障害児についての理解促進</li> </ul>	<p>富山市恵光学園</p>
<p>身体障害者</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設からの地域移行が進まない。</li> <li>退院後の在宅生活維持が困難である。</li> <li>ホームヘルプサービスに関わる人の人材不足。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>在宅障害者の親、兄弟亡き後の日常生活支援が難しい。</li> <li>老障介護が増加している。</li> <li>親の認知症や高齢に伴い介護が出来なくなり、共に生活することが難しくなる。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>就労することが困難である。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>65歳以降の介護保険と障害者福祉サービスの併用相談が増えつつある。</li> <li>医療的ケアのいる人が増えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>軽度障害者の収入の低さ</li> <li>地域移行後の食生活等の維持</li> <li>地域での関係づくり</li> <li>重複と経験不足からくる金銭管理問題(後見人制度の課題)</li> <li>グループホームの充実</li> <li>差別と偏見の解消</li> <li>重度障害者に対する地域での医療的ケア及び障害福祉サービスの充実と関係機関の連携</li> <li>障害者本人の意識改革</li> <li>地域における身体障害者についての理解促進</li> <li>入院、手術時の保証人、同意人の問題</li> <li>収入の確保</li> <li>成年後見制度の活用</li> <li>通勤手段の確保</li> <li>賃金の確保</li> <li>職場での配慮のあり方</li> <li>高次脳機能障害の方への対応</li> <li>障害の重度化と高齢に伴う機能低下と新たな障害や病気が加わることの課題</li> <li>医療的ケア児の低年齢化と医療的ケア児支援法及び関係機関との連携作り</li> </ul>	<p>自立生活支援センター富山</p>

相談支援事業における障害種別ごとの現状及び課題一覧

障害種別	現状	課題	担当相談支援事業者
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で潜在化している知的障害者が多数いる。</li> <li>・地域移行するための生活面でのサポート態勢が整っていない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での孤立化の解消</li> <li>・トータルな支援体制(途切れない支援)</li> <li>・知的障害者の育児サポート</li> <li>・異性トラブルや性への理解</li> <li>・引きこもりの方への柔軟なサービスの充実</li> <li>・周りと本人との困り感の温度差(地域理解)</li> <li>・強度行動障害の方への支援体制充実</li> <li>・いざという時の支援利用(地域拠点)</li> <li>・医療(入院治療を含め)との連携</li> <li>・健康、衛生管理面での指導</li> <li>・独居の方でも柔軟な短期入所利用</li> <li>・日中活動の場の確保</li> <li>・災害時の支援体制とその理解</li> <li>・成年後見人の活用とその申請</li> <li>・犯罪への加担防止</li> <li>・病氣、薬の理解。例えば、インジユリンの適切な対応</li> <li>・金銭管理導入に時間がかかる。受容と受け皿のバランス</li> </ul>	セーナー苑
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労することが困難である。</li> <li>・早期入院(社会的入院)者の解消が進まない。</li> <li>・地域移行支援の推進、地域定着支援の充実が進まない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アパートの確保(保証人の問題)</li> <li>・グループホーム等の居住支援施設の立ち上げ</li> <li>・日中活動の場の確保</li> <li>・居宅支援の充実</li> <li>・病院との連携</li> <li>・地域における精神障害者についての理解促進</li> </ul>	和歌会生活支援センター ゆりの木の里 あすなろセンター フィールドラベンダー
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域で潜在化している精神障害者が多数いる。</li> <li>・在宅障害者の親、兄弟亡き後の日常生活支援が難しい。</li> <li>・老老介護が増加している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での孤立化の解消</li> <li>・収入の確保</li> <li>・健康、衛生管理面での指導</li> <li>・日中活動の場の確保</li> <li>・入院、手術時の保証人、同意人の問題</li> <li>・収入の確保</li> <li>・成年後見制度の活用</li> <li>・単身生活の障害者の高齢化・アパートの保証人等</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労することが困難である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労支援事業の充実</li> <li>・いつでも相談できる体制づくり</li> <li>・就労先の確保と充実</li> </ul>	



## II 基幹相談支援室の運営について

地域の相談支援体制の拠点となる基幹相談支援室を富山市障害者福祉プラザ内に設置し、障害の種別を問わない総合的な支援業務を行っています。

また、市内の相談支援事業所や関係機関と連携し、地域における中核的な役割を担っています。

今後の課題としては、複雑な事例の相談件数の増加に対する相談体制の強化や、相談支援ワーキングとの連携、各関係機関との一層の連携があります。

### 令和3年度基幹相談支援事業上期実績について

- ① 個別ケースに対する相談支援（8月末現在 1,092件（内、障害児190件））
- ② 基幹相談支援室普及啓発事業（令和4年1月末現在 14件）
- ③ 相談支援事業所の後方支援（①個別ケースに対する相談支援件数に含む）
- ④ 相談支援事業所巡回指導（令和4年1月末現在 0件）
- ⑤ 相談支援専門員交流会の開催（令和4年1月末現在 0件）
- ⑥ 障害福祉事業者研修会の開催（令和4年1月末現在 0件）
- ⑦ 就労移行コーディネータによる個別就労支援、就労継続支援A型事業所及び企業の巡回訪問（12月末現在）
  - ・ 個別就労支援 800件（内、障害児27件）
  - ・ A型事業所巡回訪問 9件
  - ・ 企業巡回訪問 2件
- ⑧ 権利擁護を図るための窓口の充実、権利擁護部会への参加（令和4年1月末現在）
  - ・ 権利擁護部会 1件（11/4）
- ⑨ 各専門ワーキングへの参加（令和4年1月末現在）
  - ・ 相談支援ワーキング 6件（7/15、9/30、10/29、11/24、12/23、1/26）
  - ・ こども発達支援ワーキング 1件（5/27）
  - ・ 地域生活支援ワーキング 2件（8/10、1/18）
  - ・ 就労支援ワーキング 2件（7/29、11/24）

### Ⅲ 地域の関係機関によるネットワーク構築について

#### 1 相談支援ワーキングの活動状況について

設置目的	富山市障害者自立支援協議会運営要綱第6条により設置し、相談支援に関する課題等の検討を行う。
構成メンバー	相談支援事業所（自立生活支援センター富山、富山市恵光学園、ゆりの木の里、あすなろセンター、和敬会生活支援センター、フィールドラベンダー、セーナー苑Weネット）、基幹相談支援室、市保健所保健予防課、市障害福祉課 13名
令和3年度の取り組み	①地域における相談支援体制の推進に向けた検討 ②相談支援に関する課題等の検討 ③研修会の開催
活動状況	<p>【定例会】</p> <p>第1回：令和3年7月15日（木）          第2回：令和3年9月30日（木）（※ハイブリッド会議）          第3回：令和3年10月29日（金）（※Zoom会議）          第4回：令和3年11月24日（水）（※Zoom会議）          第5回：令和3年12月23日（木）          第6回：令和4年1月26日（水）（※Zoom会議）</p> <p>富山市第4次障害者計画における相談支援体制や、国における重層的支援体制整備事業や障害者相談支援施策の動向について共有し、市の相談支援体制における現状や課題、今後の相談支援体制のあり方等について検討した。また、こども健康課や保健福祉センター等関係課に出席を依頼し、事例検討を通じた相談支援体制について検討した。</p> <p>【研修会】</p> <p>富山市民生委員児童委員協議会高齢者障害者福祉部会とともに、障害者の地域生活向上のためのネットワークについて協議した。          地域の身近な支援者や支援機関等が、障害（今回は精神障害）についての理解を深めるとともに、支援者同士顔の見える関係をつくり、地域における包括的な支援体制の構築を目指すことを目的に開催する。          日時：令和4年2月25日（金）午後2時～5時【延期】          場所：西保健福祉センター          内容：講義及びグループワーク</p>
今後の課題等	<p>高齢の親と引きこもりの子どもへの相談支援や、精神疾患を抱えた母親と知的障害の子どもへの相談支援、発達障害等により就労ができない生活困窮者への相談支援など、相談内容が年々複雑化・深刻化・多様化しており、一つの機関だけで対応することが大変困難な状況になっている。また、相談件数が年々増加傾向にあり、新規相談の受け入れが困難な状況である。</p> <p>障害種別や世代などの各分野を超えた包括的・総合的な相談支援を行うことができるよう、地域における多機関多職種連携の強化を図るとともに、各相談支援事業所の相談対応の現状や課題等についての実態把握、さらには相談支援に関する人材育成等を行っていくことが必要である。</p>

## 2 各専門支援ワーキング（※1）の活動状況について

※1 専門相談ワーキングは、富山市障害者自立支援協議会運営要綱第7条により設置し、就労支援ワーキング、地域生活支援ワーキング、子ども発達支援ワーキングにおいて、専門的な課題解決や支援方策等の検討を行っている。

### (1) 就労支援ワーキング

設置目的	障害者就労の現状や課題の報告を行う、関係者間での就労系サービスや就労支援に関する意見交換を行う。
構成メンバー	支援学校（しらとり支援、富山高等支等）、障害者就業・生活支援センター、富山公共職業安定所、就労支援事業所（5か所）、基幹相談支援室、市保健所保健予防課、市障害福祉課 13名
R3年度の取り組み	①一般就労の推進に関すること ②就労支援サービスの質の向上に関すること ③事業所研修会の開催（中止） ④障害者雇用に関する現状把握・課題把握
活動状況	【定例会】 第1回：令和3年7月29日（木） 第2回：令和3年11月24日（水） ・各障害福祉サービス事業所（就労移行・就労継続A・B）への就労の状況について ・支援学校における就労支援、進路指導について ・事業所における就労意欲のある人材確保の方法について
今後の課題等	就労支援事業所、教育関係者等の関係者間で、障害者就労の現状や就労支援サービス課題に関して検討を行う。

### (2) 地域生活支援ワーキング

設置目的	障害者の地域生活への移行と定着のため、支援事例の蓄積、課題の検討等を行う。
構成メンバー	委託相談支援事業所（6か所）、一般相談支援事業所（6か所）、基幹相談支援室、市長寿福祉課、市保健所保健予防課、市大沢野保健福祉センター、市障害福祉課 19名
R3年度の取り組み	①障害者の地域移行に関すること ②地域生活の定着に関すること  ※ 令和3年度は精神障害者の地域移行・地域定着検討班と、身体、知的障害者の地域移行・地域定着班の2班合同で課題に取り組む  ※ 令和3年度の目的 地域移行を推進するための地域での取り組みや関わる期間、支援者の役割を考える。

活動状況	<p>【定例会】  第1回：令和 3年 8月10日（火）  第2回：令和 3年11月11日（木）  第3回：令和 4年 1月18日（火）</p> <p>事例を通して地域移行の障壁や支援方法、社会資源について検討した。  富山市における課題解決に向けた取り組み方法について検討した。</p>
今後の課題等	<p>地域での生活の重要性が言われている一方、地域の受け皿や支え手の不足等、課題が山積している。特に増加している高齢障害者や行動障害等への対応について地域でどのように支えていくか、他職種との交流なども行いながら検討したい。</p>

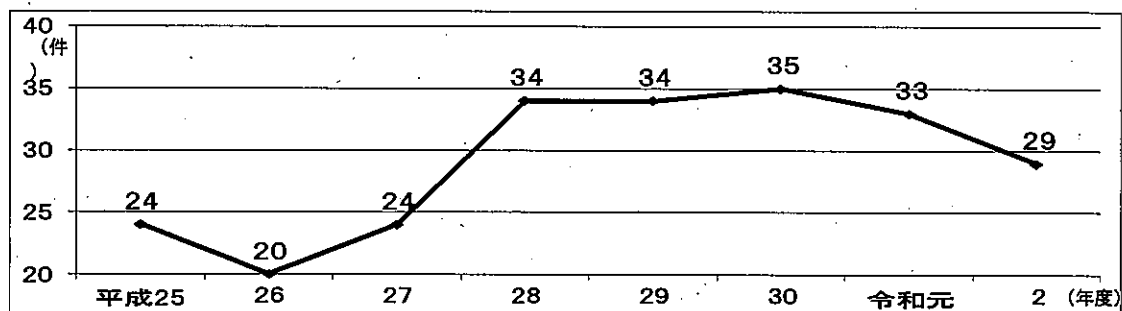
### (3) こども発達支援ワーキング

設置目的	<p>障害児に関する事例検討や、今後必要とされる支援について検討することにより、支援の質の向上と事業所の連携の強化を行う。</p>
構成メンバー	<p>支援学校（しらとり、富山総合）、富山大学人間発達学部、富山県発達障害者支援センターほっぷ、富山県総合教育センター、富山県医療的ケア児者相談・連携推進センター、砺波学園、相談支援事業所（このゆびとーまれ、恵光学園）、サービス事業所（ガンバ村スペシャルキッズ、トータルサポートライトブレイン）、富山児童相談所、基幹相談支援室、市学校教育課、市こども支援課、市こども保育課、市こども健康課、市子育て支援センター、市大山保健福祉センター、市障害福祉課  25名</p>
R3年度の取り組み	<p>①ライフサイクルに応じた縦横支援に関すること  ②サービスの質の向上に関すること  ③児童発達支援ネットワークの構築</p>
活動状況	<p>【定例会】  第1回：令和 3年 5月27日（木）  第2回：令和 3年 7月21日（水）  第3回：令和 3年 9月22日（水）  第4回：令和 3年11月25日（木）  第5回：令和 4年 1月20日（木）</p> <p>乳幼児期、学齢期、医療的ケア児への支援に関する事例検討を通して、各機関の支援の実際や問題点、課題、支援にあたっての多職種・多機関の連携の必要性を共有した。</p>
今後の課題等	<p>複合的な問題を抱える事例を通して、今後必要と考えられる支援などを検討していきたい。また、子どもの権利を擁護するため、多職種・多機関の連携を強化するとともに、児童発達支援ネットワークの構築を図ることが必要である。</p>

#### IV 権利擁護部会の活動状況について

設置目的	富山市障害者自立支援協議会運営要綱第8条により設置し、障害者虐待に関する情報共有や課題等の検討を行っている。
構成メンバー	富山国際大学、司法書士、社会福祉士、富山市社会福祉協議会、富山中央警察署、恵光学園、和敬会脳と心の総合健康センター、基幹相談支援室、市企画管理部（法務専門監）、市生活安全交通課、市保健所予防課、市障害福祉課
令和3年度の取り組み	①障害者虐待に関する情報等の共有 ②障害者虐待の防止や早期発見、早期対応につながる関係機関との連携協力体制の推進について検討 ③権利擁護研修会の開催
活動状況	<p>【定例会】 日時：令和3年11月4日（木）10：00～11：30 令和2年度・令和3年度の障害者虐待発生状況や対応状況等について共有し、障害者虐待防止や早期発見・早期対応等について協議した。また、令和3年度権利擁護研修会について検討した。 部会長交代（室林孝嗣氏から村上満氏へ）</p> <p>【権利擁護研修会】 障害者虐待の防止の徹底について関係者が正しく理解するとともに、障害者の権利擁護の観点に基づき、障害者差別や虐待防止について理解を深めることを目的として開催する。</p> <p>日時：令和4年2月10日（木）10:00～12:00 場所：Zoomによるオンライン研修 対象：障害福祉サービス事業所等の職員 内容：講義（障害者虐待防止法・障害者差別解消法） 講義及び演習</p>
今後の課題等	<p>障害者虐待への対応において、養護者支援として、虐待に至った背景など含めて包括的な支援が必要である。また、相談につながっていないケースが存在する可能性があるため、いかに早期に相談につなぐことができるか、関係機関の連携含め相談支援体制の構築が重要。</p> <p>また、施設従事者による虐待が発生しないよう、全ての施設従事者に虐待防止に対する意識をいかに高めていくかが課題である。「障害者虐待とは」など、まずは基本的なところから押さえたり、具体的な事例を挙げていくことにより、各施設における危機意識を高め、虐待防止につなぐことが重要。</p>

（参考）富山市の障害者虐待相談・通報年次推移



年度	平成25	26	27	28	29	30	令和元	2
養護者	24	13	16	19	19	19	25	19
施設従事者	0	5	4	8	7	11	6	7
使用者	0	2	0	2	6	0	1	0
その他	0	0	4	5	2	5	1	3
合計	24	20	24	34	34	35	33	29

# V 重層的支援体制整備事業について

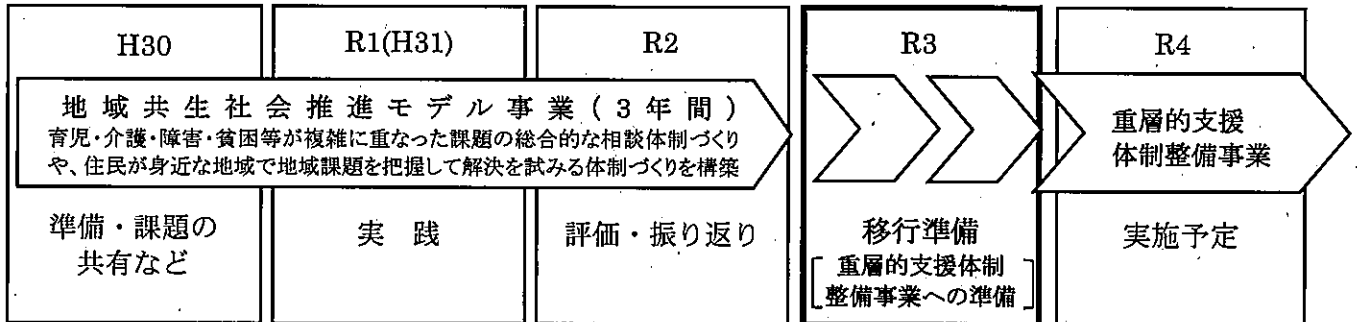
## 1 趣旨

本市では、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が、地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、平成30年度から令和2年度まで国の「地域共生社会推進モデル事業」に取り組んできました。

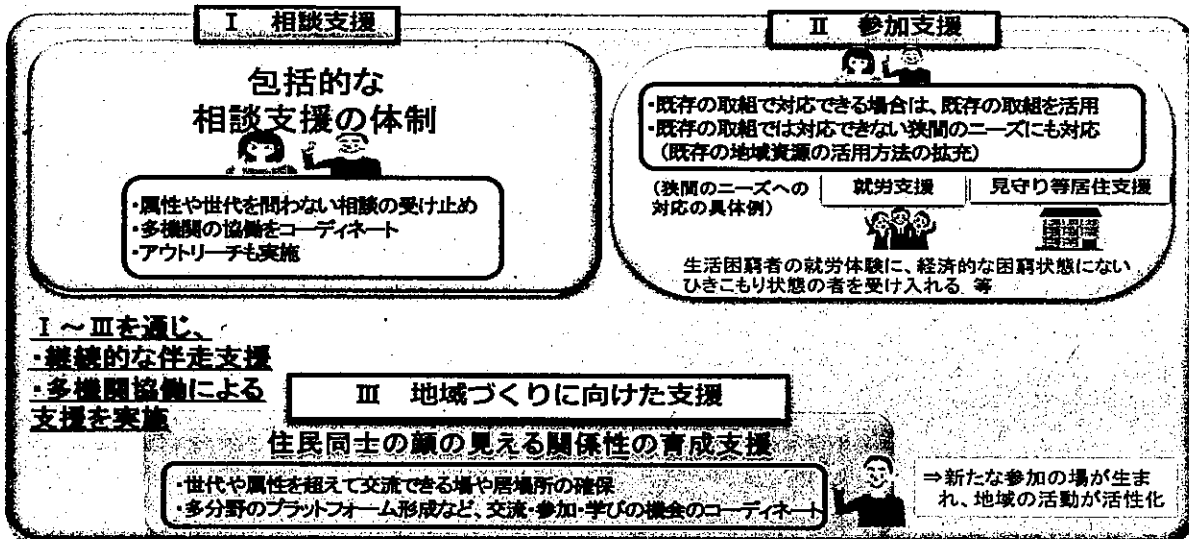
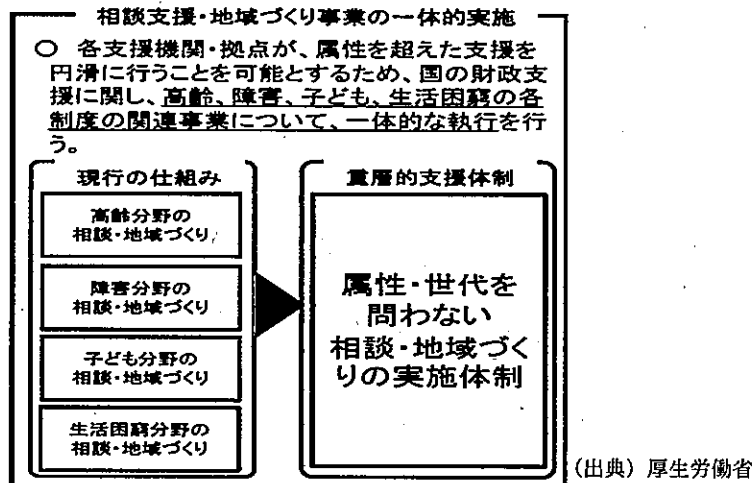
このような中、令和3年4月、国は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向け、新たに「重層的支援体制整備事業」を創設し、介護、障害、子ども子育て、生活困窮等に関する複数の事業を一体的に実施することとしました。

こうしたことから、富山市では、来年度、既存の高齢・障害・子ども・生活困窮の相談支援などの取り組みを生かしながら「重層的支援体制整備事業」を実施するため、今年度は関係部署と協議を重ねながら準備を進めています。

## 2 富山市の地域共生社会の実現に向けた取り組み



## 3 重層的支援体制整備事業の概要



## 4 本市の重層的支援体制整備事業について（障害福祉分野）

### （1）包括的相談支援事業

- ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。
- ・支援機関のネットワークで対応する。
- ・複合的・複雑化した課題には適切に「多機関協働事業」につなぐ。

#### ①障害者相談支援事業

##### 概要

在宅の障害者に対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、当事者相談（ピアカウンセリング）、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、障害者やその家族の地域における生活を支援し、もって在宅の障害者の自立と社会参加の促進を図ります。（市内2か所：自立生活支援センター富山、セーナー苑）

### （2）参加支援事業

- ・社会とのつながりを作るための支援を行う。
- ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューを作る。
- ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。

#### ①聞こえのサポート講座

##### 概要

加齢に伴い耳が聞こえなくなる等の変化が、人間関係をはじめとした生活のしづらさにもつながることから、日ごろから高齢者及び障害者に関わる方を対象として、耳が聞こえにくいことについての理解や配慮について学ぶこと等を目的に、「聞こえのサポート講座」を開催します。

##### 委託先

富山市聾啞福祉協会

##### 開催実績(R3年度)

- ・開催日：令和3年10月19日
- ・参加者数：19人

#### ②目が見えにくい方へのサポート講座

##### 概要

日ごろから高齢者及び障害者に関わる介護人材やボランティア等を対象に、目が見えにくいことについての理解や配慮について学ぶこと、さらに、障害者自身が講師となり、支えられる人としてだけでなく、支え手としての役割を担うことを目的として講座を開催します。

委託先  
富山市視覚障害者協会

開催実績(R3年度)

- ・開催日：令和3年10月8日、10月15日
- ・参加者数・1回目14人、2回目6人

### ③親亡き後を見据えた啓発事業

概要

親亡き後の障害者の生活を安心できるものにするためにはどのような準備が必要か研究した「松の木プロジェクト」の研究成果について、当事者のみならず、障害者の生活する地域住民や支援者の理解を得られるよう啓発事業を行います。

委託先  
富山市手をつなぐ育成会

開催実績(R3年度)

- ・開催日：令和3年12月4日  
(富山市民生委員児童委員協議会高齢者障害者福祉部会と共催)

### ④医療的ケア児支援事業 (P. 15～16 に別に記載)

### (3) 地域づくり事業

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する。
- ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。
- ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る。

### ①地域活動支援センター事業

概要

精神障害者等が地域活動支援センターを利用することにより、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

地域社会との交流を促進し、自立した日常生活や社会生活を営めるよう、必要な相談支援を行い地域での生活支援を図ります。(市内4か所の地域活動支援センターI型事業所)



## VI 医療的ケア児の支援について

### 1 医療的ケア児支援法の施行

令和3年9月18日に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されました。

この法律は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともにその家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会実現に寄与することを目的に制定されました。

### 2 現状と今後の取り組みについて

#### (1) 現時点で把握している医療的ケア児の人数

年齢・ライフステージ別	人数	医療的ケアの内容(複数回答あり)																		
		1人工呼吸器管理	2気管切開管理	3鼻・咽頭エアウェイ管理	4酸素療法	5吸引(口鼻腔・気管内)	6ネブライザー管理	7経管栄養(経鼻・胃ろう、食道ろう、腸ろう)	8中心静脈カテーテル管理(中心静脈栄養、静脈血圧測定など)	9皮下注射(持続皮下注射ポンプ使用含む)	10血糖測定(持続血糖測定器によるものを含む)	11継続的な透析(血液透析、腹膜透析を含む)	12導尿	13 排便管理			14 嚥下時の坐薬挿入、吸引、腸管洗浄、迷走神経刺激装置の作動等の処置	その他		
15~17歳 高等学校	6	1	0	0	2	3	4	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12~14歳 中学校	19	3	2	0	3	6	3	6	0	6	6	0	3	0	1	0	0	0	0	0
6~11歳 小学校	34	5	7	1	5	18	7	20	1	6	5	0	2	1	1	3	0	5		
3~5歳 未就学	15	1	1	0	3	5	0	10	0	0	1	0	2	1	0	1	1	1		
0~2歳	31	7	3	0	14	6	0	16	2	0	0	0	0	4	1	3	0	0		
計	105	17	13	1	27	38	14	52	4	13	12	0	7	6	3	7	1	6		

(こども支援課、学校教育課、保健福祉センター、障害福祉課把握分)

※年齢は令和3年4月1日現在

※人数は重複している可能性あり

※その他…膀胱ろう、ブドウ糖常備、医療用ミルク、肛門ブジー、カフアシスト、軟膏・ガーゼ処置

(令和3年12月 富山市福祉保健部調査)

### 3 医療的ケア児支援事業(障害福祉課所管分)

富山市では平成30年度から医療的ケア児及びその家族が安心して生活するための「医療的ケア児支援事業」に取り組んでいます。

#### (1) 医療的ケアに係る人材の育成

##### ① 医療的ケア児研修会

保健師、養護教諭、障害児通所支援事業者、保育士等を対象に、地域で医療的ケア児を支援する人材を育成することを目的に研修会を開催。

② 医療的ケア児コーディネーターの養成

医療的ケア児等の支援を総合的に調整する役割を担う人材を育成するための講習を受講。

(2) 身近な地域でのサービス提供体制の整備

児童発達支援、放課後等デイサービス事業所等が新規に医療的ケア児を受け入れる場合の不安軽減及び技術的支援を目的に、自宅で対象児に訪問看護を提供している担当看護師を事業所へ派遣。

(3) 医療的ケア児等の支援の推進（交流会）

医療的ケア児の社会体験や家族同士の交流を目的に、医療的ケア児及びその家族の交流会を開催。

(4) 関係機関の連携体制の整備（事例検討会・支援懇話会）

医療的ケア児の支援について関係者が顔の見える関係になるとともに、課題を共有するため事例検討会を開催。

保健、医療、福祉、教育、子育て等の各分野及び関係団体等による協議の場として支援懇話会を設置。

(5) 医療的ケア児支援ハンドブックの作成

医療的ケア児とその家族が利用できる福祉サービスや制度についてまとめたハンドブックを作成、配布しています。

令和4年度に新たなハンドブックを作成する予定。

【参考】富山市 HP

<https://www.city.toyama.toyama.jp/data/open/cnt/3/24052/1/iryoutekicare.pdf?20211004111447>

#### 4 医療的ケア児支援に係る課題

- ・医療的ケア児の実数や生活状況の把握が困難
- ・医療的ケア児及びその家族のニーズ把握方法
- ・医療的ケア児支援のための「協議の場」について、富山市医療的ケア児等の支援懇話会を設置してきたが、より実効のあるものとするため、自立支援協議会の中に位置付けることを検討  
（※富山県では「富山県自立支援協議会重症心身障害・医療的ケア部会」としている）
- ・切れ目ない支援のため、保育、教育、防災分野との連携・協力体制の構築について

## VII 地域生活支援拠点等について

### 1. 地域生活支援拠点等とは

#### (1) 趣旨

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを趣旨としています。

#### (2) 目的

- ① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- ② 体験の機会の提供を通じて施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすくする支援を提供する体制を構築するなどにより、障害者の地域での生活を支援する。

#### (3) 地域生活支援拠点等に必要な機能

##### ① 相談支援

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時（夜間・休日・時間を問わず）の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能。

##### ② 緊急時の受け入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。

##### ③ 体験の機会・場の提供

地域移行支援の親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能。

##### ④ 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や強度行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。

⑤ 地域の体制づくり

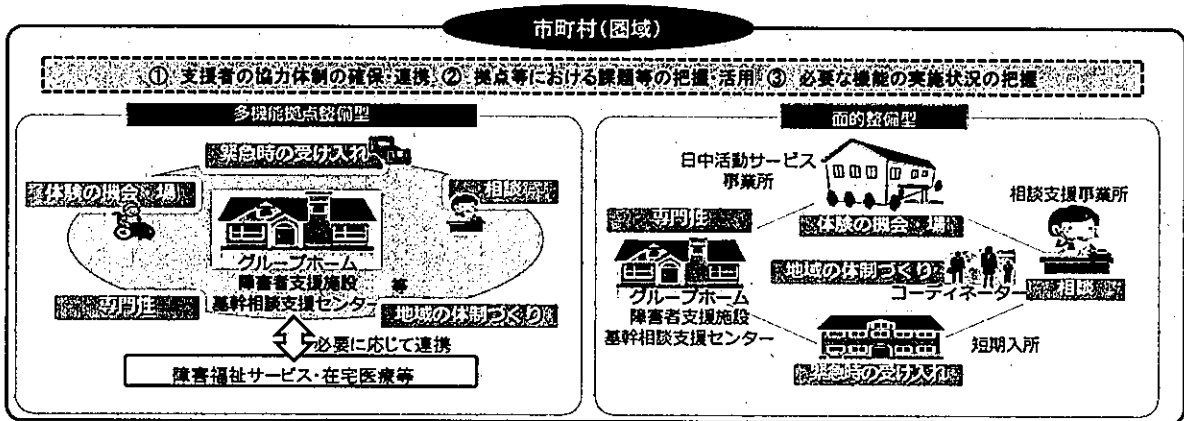
基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。

2 本市の方針

国の第6期障害福祉計画においては、「令和5年度末までに各市町村又は各障害福祉圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保する」とされています。

これを受け、本市の第6期富山市障害福祉計画においても、令和5年度末までに市内に地域生活支援拠点等を整備し運用状況の検証を行うこととしています。

整備にあたっては、複数の事業所や法人等の連携により必要な機能を確保する「面的整備型」と、地域生活支援拠点等が持つ機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」の2種類がありますが、本市においては「面的整備型」において整備することとしています。



厚生労働省資料

3 地域生活支援拠点等の整備に関する課題

- ① 地域生活支援拠点等の機能として厚労省から示されている機能では、「夜間・休日・時間を問わない相談体制」や「緊急受入対応」の機能を備えていくことが求められています。
- ② 整備にあたっては、基幹相談支援センター、委託相談支援事業所、短期入所事業所などの本市の地域資源を活用し、拠点の運営を担う事業者の確保と、円滑な運営体制の構築が必要となります。
- ③ 全国の中核市や県内市町村の地域生活支援拠点等の整備手法や運営上の問題点や課題を参考にしながら、本市の状況に即した整備内容を決定します。